

# 大分県報

令和六年  
第五一〇号  
五月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一  
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一  
道路の供用開始（二件）……………二  
公有水面埋立ての免許の出願……………二  
ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………三  
大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………三  
県営土地改良事業の工事の完了……………三  
土地改良区の役員の就任……………三  
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四  
契約者等の公示……………四

### 告示 示

**大分県告示第二百七十八号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

令和六年五月二十一日

大分県報（告示）

県営経営体育成基盤整備事業  
（区画整理）（暗渠排水）

野田地区

令六・五・二一から  
令六・六・一〇まで

杵築市役所

### 大分県告示第二百七十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。  
令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 大友 進一

#### 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

### 大分県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道戸畑日田線  
日田市大字東有田字ツツラ迫五七二三番七  
から  
日田市大字東有田字桑釣五四二六番一地先  
まで

令六・五・二一

~~~~~

大分県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

|            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
|------------|--------|---------|

日田市上津江町川原字ウツ迫九九五番二から  
日田市上津江町川原字キノノ一〇一八番四  
地先まで

一般国道三八七号

日田市上津江町川原字新屋敷八六七番一から  
日田市上津江町川原字新屋敷八八八番二ま  
で

令六・五・二一

日田市上津江町川原字堺ノ谷一〇七七番五  
地内

大分県告示第二百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 出願の年月日  
令和六年三月十四日
- 二 出願人の住所及び氏名  
佐伯市中村南町一番一号  
佐伯市

三 埋立ての区域

代表者 佐伯市長 田中利明

1 位置

佐伯市蟹田一二四一三番一、一二四一三番一から一二四一四番三五を経て一二四一四番三二に接する道に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち一の地点から五の地点までを順次に結んだ線及び一の地点と五の地点を結ぶ令和五年春分の満潮位（D・L・プラス一・七六メートル、T・P・プラス〇・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線より囲まれた区域

一の地点 佐伯市三三五七番の国土地理院四等三角点「平野」（北緯三二度五八分一五秒七八八七、東経一三一度五四分〇五秒五四五八（以下「基点」という。））から一三七度五〇分三三秒三八八・一四メートルの地点

二の地点 一の地点から一九一度三三分五七秒 一二・七三メートルの地点

三の地点 二の地点から二八一度三一分〇三秒 一五・〇一メートルの地点

四の地点 三の地点から一九一度三三分〇五秒 〇・五五メートルの地点

五の地点 四の地点から二八一度二九分三四秒 一・二九メートルの地点

3 面積

二〇四・八六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

佐伯市蟹田一二四一四番三二に接する道に接する水、一二四一三番六に接する水及び一二四一三番一から一二四一四番三五を経て一二四一四番三二に接する道に至る間の土地に接する無番地の地内並びに一二四一三番六に接する水から一二四一三番一を経て一二四一四番三二に接する道に接する水に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを結んだ線により囲まれた区域

域

アの地点 基点から一三六度〇八分四七秒 三八〇・一一メートルの地点

イの地点 アの地点から一〇一度三一分〇〇秒 一五・八二メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九一度三一分〇九秒 四六・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二八一度三一分一九秒 一六・〇一メートルの地点

オの地点 エの地点から一度四六分四七秒 七・三四メートルの地点

- カの地点 オの地点から一二度〇〇分四六秒 九・九五メートルの地点
- キの地点 カの地点から二八一度四二分一四秒 四・二八メートルの地点
- クの地点 キの地点から二八一度四八分一七秒 一・二〇二メートルの地点
- ケの地点 クの地点から一度三二分五三秒 一五・四三メートルの地点
- コの地点 ケの地点から一〇一度二五分〇六秒 一・三〇メートルの地点
- サの地点 コの地点から一〇一度〇六分四八秒 四・〇〇メートルの地点
- シの地点 サの地点から一〇一度〇七分〇九秒 一・〇〇メートルの地点

3 面積  
九九一・九一平方メートル

五 埋立地の用途  
緑地

六 縦覧の場所  
大分県土木建築部河川課及び佐伯土木事務所並びに佐伯市役所

七 縦覧の期間  
令和六年五月二十一日から  
令和六年六月十日まで

大分県告示第二百八十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和六年五月二十一日  
大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称  
東京都多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント  
代表取締役社長 小巻 亜矢

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分県告示第二百八十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立フェンスシング場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和六年五月二十一日  
大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称  
大分市青葉町一番地  
ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者  
福岡市博多区博多駅前二丁目一一  
株式会社ファビルス

二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで  
代表取締役 野田 太

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和六年五月二十一日  
大分県知事 佐藤 樹一郎

| 事業名                                  | 着手年月日    | 完了年月日     |
|--------------------------------------|----------|-----------|
| 県営中山間地域総合整備事業<br>(区画整理) (豊後大野西部二期地区) | 令和元・八・七  | 令和二・一二・一五 |
| 県営中山間地域総合整備事業<br>(暗渠排水) (豊後大野西部二期地区) | 令和二・八・二五 | 令和三・二・二六  |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元治水井路土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年五月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名 氏名 住 所

理事 三重野 邦人 由布市庄内町東長宝六七五番地一

〃 泥谷 孝彦 大分市大字野田九一二番地の一

〃 日野 倉樹 由布市庄内町樺木六六二番地

〃 平松 十四生 〃 挾間町北方五二二番地

〃 生野 道明 〃 庄内町庄内原四九五番地一

〃 松尾 幸利 大分市大字野田四八三番地

〃 安部 文武 由布市庄内町小挾間六三三番地

〃 三重野 修 〃 庄内町東長宝二五番地

監事 津行 俊治 〃 庄内町高岡五四九番地

〃 伊藤 正穂 〃 庄内町西長宝一三二〇番地一

〃 安東 孝浩 〃 挾間町古野二六〇番地

（就任役員）

役名 氏名 住 所

理事 三重野 裕次 由布市庄内町東長宝一一二四番地

〃 平松 十四生 〃 挾間町北方五二二番地

〃 生野 道明 〃 庄内町庄内原四九五番地一

〃 松尾 幸利 大分市大字野田四八三番地

〃 伊藤 正穂 由布市庄内町西長宝一三二〇番地一

〃 津行 俊治 〃 庄内町高岡五四九番地

〃 安東 孝浩 〃 挾間町古野二六〇番地

伊藤 龍弘 〃 庄内町東大津留二二三番地

〃 房崎 慶藏 大分市大字野田八八三番地の二

監事 平松 康典 由布市挾間町北方一九五番地一

〃 三重野 俊紀 〃 庄内町樺木六二九番地

〃 吉田 啓治 大分市富士見が丘東四丁目六番一五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。  
令和六年五月二十一日

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所  
大分県知事 佐藤 樹一郎

林 長六、石川 操 所在の不明な者の氏名 揭示場所  
国東市役所

二 通知の要旨  
令和六年三月十九日付け大分県告示第百六十二号により行った森林法第三十条の二第一項の規定による通知

次のとおり契約者等について公示する。  
令和六年五月二十一日  
大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
電子入札等システム（工事・委託）サービス提供業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県土木建築部公共工事入札管理室  
大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日  
四 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社 支社長 三 林 隆 之

福岡県福岡市中央区長浜二丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

一億九千八百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

令和六年五月二十一日

大分県報（公告）

五